

副安全運転管理者の選任届出に必要な書類

	書類	資格要件			
		の者上運 経、の転 験副方管 あ安（理 り全安経 ）運全験 転運が 管転1 理管年 者理以	の者上運 経、の転 験副方管 な安（理 し全安経 ）運全験 転運が 管転1 理管年 者理以	年自 以動 上車 の方 の運 転 経 験 が 3	左 記 以 外 の 方
1	副安全運転管理者に関する届出書 (別記様式第10号)	1通	1通	1通	1通
2	戸籍抄本	いずれか1通	いずれか1通		いずれか1通
3	住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)				
4	運転免許証等の写し			1通	
4	個人番号カードの写し(おもて面)				
5	運転記録証明書(運転免許所持者のみ)	1通	1通	1通	1通
6	陳述書 (道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに 該当しない旨を陳述する書面)	1通	1通	1通	1通
7	運転管理経歴証明書 (自動車の運転管理実務の経歴を証明するもの)	いずれか1通	1通		
8	安全運転管理者証の写し 又は副安全運転管理者証の写し				
9	安全運転管理者認定書の写し 又は副安全運転管理者認定書の写し				
10	資格認定申請書(別記様式第16号)				1通

- 備考 1 運転管理経験には、安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験だけでなく、その補助者等、事業所で直接又は間接的に運転者を管理・指導した経験があれば、その経験年数を含みます。
- 2 e-Gov電子申請(デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト)による届出の場合は、届出事項を専用フォーマットに入力してください(「副安全運転管理者に関する届出書」を添付する必要はありません。)
- 3 「戸籍抄本」、「住民票の写し」は**届出前6か月以内に作成**されたもので、複写(コピー)は不可とします。ただし、e-Gov電子申請による届出の場合はスキャナで読み取ったデータで構いません。
- 4 運転管理経験が1年未満で、自動車の運転経験が3年以上の方は、運転の経験を確認するため、「戸籍抄本」、「住民票の写し」ではなく、「運転免許証の写し」を提出してください。
- 5 「運転記録証明書」は**過去2年以上記録のもの(3年又は5年)**で、**選任前1か月以内に作成**されたもの。自動車安全運転センターで発行しています。窓口での届出については、原本の提出の必要がありますが、e-Gov電子申請による届出の場合はスキャナで読み取ったデータで構いません。
- 6 運転管理経験が1年以上で、過去に安全運転管理者、副安全運転管理者の経験がある方は、「運転管理経歴証明書」に代えて、過去に交付を受けた「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」、「安全運転管理者認定書」「副安全運転管理者認定書」の写しを提出することができます。(令和4年1月4日以降は「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」は発行していません。)
- 7 「左記以外の方」とは、「運転管理経験1年以上」、「運転経験3年以上」のいずれも該当しない方で、公安委員会の認定が必要な方のことです。
- 8 「運転免許証等の写し」とは、運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードから出力された免許情報を印刷したものです。
- 9 資格要件で自動車の運転経験が3年以上の方の場合は、運転免許証の写し若しくは運転の経験の期間を証明できる書類とします。
- 10 任意選任の場合は、副安全運転管理者に関する届出書以外の書類は不要です。